

●提出方法

●注意事項

免許更新年度の4月1日から免許更新申請の間に従事者の変更があった際も提出。

●必要書類

・從事者変更届

・従業員名簿

※宅地建物業免許申請書の（添付10）ではありません。

様式第八号の二（第十七条の二関係） ㊦

従業者名簿

備考

- 1 「(従業者証明書番号)」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。㍿
- 2 「(宅地建物取引士であるか否かの別)」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。㍿
- 3 一時的に業務に従事する者についても記載すること。㍿
- 4 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。㍿

●提出窓口一覧

提出窓口	管轄区域	連絡先
県庁建築住宅課 企画指導班	和歌山市、海南市 海草郡	〒640-8585和歌山市小松原通1-1 電話 073-441-3180
那賀振興局建設部 総務調整課建築グループ	岩出市、紀の川市	〒649-6223岩出市高塚209 電話 0736-61-0030
伊都振興局建設部 総務調整課建築グループ	橋本市、伊都郡	〒648-8541橋本市市脇4-5-8 電話 0736-33-4922
有田振興局建設部 総務調整課建築グループ	有田市、有田郡	〒643-0004有田郡湯浅町湯浅2355-1 電話 0737-64-1299
日高振興局建設部 総務調整課建築グループ	御坊市、日高郡	〒644-0011御坊市湯川町財部651 電話 0738-24-2908
西牟婁振興局建設部 建築課建築グループ	田辺市、白浜町 上富田町	〒646-8580田辺市朝日ヶ丘23-1 電話 0739-26-7922
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課総務調整・建築グループ	すさみ町、串本町 古座川町	〒649-3503東牟婁郡串本町サンゴ台783-8 電話 0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課建築グループ	新宮市、那智勝浦町 太地町、北山村	〒647-8551新宮市緑ヶ丘2-4-8 電話 0735-21-9624